

返戻金制度に関する事項

当社では、有料職業紹介事業において、以下のとおり返戻金制度を設けています。
但し、求人者の責めに帰す理由に起因する場合はこの限りではありません。

就業開始後 1 ヶ月以内に退職した場合・・・ 紹介手数料の 80%の払い戻し

就業開始後 2 ヶ月以内に退職した場合・・・ 紹介手数料の 50%の払い戻し

就業開始後 3 ヶ月以内に退職した場合・・・ 紹介手数料の 20%の払い戻し

就業開始後 3 ヶ月超の勤務があった場合・・・ 返戻金なし

上記返戻金制度は、インターシッププログラムに基づいた有料職業紹介事業においては適用されません。この場合は求人者との契約内容に基づき、別途定める場合があります。